

証券コード 4420
2023年3月14日

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株 主 各 位

東京都中野区本町一丁目32番2号
イーソル株式会社
代表取締役社長 長谷川勝敏

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.esol.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4420/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「イーソル」または「コード」に当社証券コード「4420」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、新型コロナウイルス感染症防止のため、開催日時点での流行状況やご自身の体調をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、インターネットまたは書面（郵送）にて、2023年3月29日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中野区本町一丁目32番2号
ハーモニースクエア 3階 ハーモニーホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第48期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 3. インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 4. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 5. 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
3. 会社法改正により、電子提供措置事項について各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
4. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

新型コロナウイルス感染症防止への対応について

- ・会場内は、座席の間隔を空けて配置させていただきます。そのため、満席の際にはご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、検温、マスクの着用と手指のアルコール消毒等の感染症防止のための措置にご協力をお願い申し上げます。感染症防止の措置にご協力いただけない場合や、発熱が認められた株主様、体調不良と見受けられる株主様については、入場をお断りする等のご対応をさせていただく場合がございます。
- ・株主総会の出席取締役及び運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
- ・株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年3月30日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年3月29日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年3月29日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
イーソル株式会社 御中
株主総会日 議決権の数 XX股
XXXXXXXXXX月XX日

議事日現在のご所有株式数 XXX股
議決権の数 XXX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXXX

見本

○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

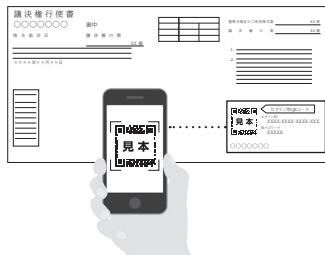
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主還元の向上とのバランスに留意しながら、配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円
配当総額 81,539,080円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年3月31日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、取締役会から指名・報酬諮問委員会へ諮問を行い、各候補者は当社の取締役として適任であるとの答申を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1 再任	はせがわ かつとし 長谷川 勝敏 (1962年1月26日)	1982年4月 エルグ株式会社（現当社）入社 1997年4月 当社ソフトウェア事業部長 1999年6月 当社取締役ソフトウェア事業部長 2001年4月 当社取締役ソリューションエンジニアリング事業部長 2003年4月 当社常務取締役 2005年1月 当社専務取締役 2013年3月 当社代表取締役社長、ガバナンス室管掌 2015年3月 イーソルトリニティ株式会社取締役会長（現任） 2016年4月 株式会社オーバス取締役（現任） 2020年1月 当社代表取締役社長、社長室・ガバナンス室管掌 2020年3月 当社代表取締役社長、社長室・ガバナンス室・経 理部・管理部管掌 2022年1月 当社代表取締役社長、社長室・ガバナンス室・管 理統括部・経理部管掌（現任） (重要な兼職の状況) イーソルトリニティ株式会社取締役会長（現任） 株式会社オーバス取締役（現任）	340,236株
<p>【選任理由】 1982年4月にソフトウェアエンジニアとして入社後、開発業務のみならずマネジメントの手腕が評価され入社15年でソフトウェア事業部長に就任し、組込みソフトウェア製品開発、エンジニアリングサービスの統括を担ってまいりました。また、現センシングソリューション事業の事業部長、管理部長の業務経験もあり当社の全事業に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識は、当社の経営に活かせると考え、取締役候補者とするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2 再任	<p>ごんどう まさき 榎藤 正樹 (1970年10月10日)</p>	<p>1996年 9月 エルグ株式会社（現当社）入社 2010年 1月 当社技術戦略室長 2012年 1月 当社技術本部長 2017年 3月 当社取締役技術本部長 2022年 1月 当社取締役ソフトウェア事業部長 2022年 3月 当社専務取締役ソフトウェア事業部長（現任）</p>	163,165株
	<p>【選任理由】 1996年9月にソフトウェアエンジニアとして入社後、OSおよびツール開発、そして各種エンジニアリングサービスに従事してまいりました。OSを中心とするプラットフォーム技術に関する専門的かつ広範な知識を有しており、2010年以降は当社の最高技術責任者を務めております。また、事業面においてはプロダクトマネジメントの全社導入も同年から進めてまいりました。海外のビジネス開拓にも積極的に取り組んでおり、国外のユーザーおよびパートナーとの幅広いネットワークを有しています。国内外で業界全体の技術の発展にも継続的に取り組んでおり、米国電気電子学会/IEEE Std. 2804のワーキンググループ議長、自動車業界のソフトウェア標準化団体AUTOSARのアーキテクチャワーキンググループメンバー、一般社団法人組込みマルチコアコンソーシアム副会長などを務めております。これらの実績を元に、2022年1月からは当社のソフトウェア事業の統括を担っております。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督を行うに適任であると考え、取締役候補者とするものであります。</p>		
3 再任	<p>うえやま のぶゆき 上山 伸幸 (1963年1月20日)</p>	<p>1999年 7月 イーシム株式会社代表取締役 2001年 4月 エルグ株式会社（現当社）入社 2001年 4月 当社エンベデッドプロダクツ事業部長 2001年 6月 当社取締役エンベデッドプロダクツ事業部長 2008年 3月 当社常務取締役 2015年 3月 イーソルトリニティ株式会社代表取締役社長（現任） 2017年 1月 当社常務取締役エンベデッドプロダクツ事業部長 2018年 3月 eSOL Europe S.A.S.代表（現任） 2022年 1月 当社常務取締役ソフトウェア事業部 ビジネスマネジメント本部長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） イーソルトリニティ株式会社代表取締役社長（現任） eSOL Europe S.A.S.代表（現任）</p>	204,663株
	<p>【選任理由】 組込みソフトウェア業界での営業経験が長く、業界内の国内企業だけでなく、海外企業とのコネクションも豊富に有しております。また、外資系企業の代表としての経験等を通じて、2001年4月に入社以来、当社のグローバル展開において重要な役割を担ってまいりました。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督を行うに適任であると考え、取締役候補者とするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4 再任	やまだ みつぶ 山田 光信 (1974年10月21日)	1995年4月 エルグ株式会社(現当社)入社 2007年8月 当社ロジスティクスエンジニアリング (現センシングデバイス) 事業部長 2008年3月 当社取締役ロジスティクスエンジニアリング 事業部長(現任)	523,531株
	<p>【選任理由】</p> <p>1995年4月に現センシングデバイス事業部に入社以来、車載プリンタ、ハンディターミナルといったハードウェア製品のメンテナンスや出荷業務から営業まで、一貫して同事業部の商流を経験してまいりました。また、当社事業のみならず、他社製品や業界動向に関する豊富な知見を有しております。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督を行うに適任であると考え、取締役候補者とするものであります。</p>		
5 再任 社外 独立	なかい どのぶひで 中井戸 信英 (1946年11月1日)	1971年4月 住友商事株式会社入社 2005年4月 同社代表取締役副社長執行役員 2009年6月 住友情報システム株式会社(現SCSK株式会社) 代表取締役会長兼社長 2011年10月 SCSK株式会社代表取締役社長 2013年6月 同社代表取締役会長 2016年4月 同社取締役相談役 2019年3月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) いちご株式会社社外取締役(現任) 一般社団法人日本CHRO協会理事長(現任) ソースネクスト株式会社社外取締役(現任) 株式会社ジェイエイシーリクルートメント社外取締役(現任)	-
	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督機能の維持・向上及び経営全般における助言を期待し、社外取締役候補者とするものであります。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6 新任 社外	はやしだ あつし 林田 篤 (1965年3月27日)	<p>1987年4月 日本電装株式会社（現株式会社デンソー）入社 1989年9月 日本移動通信株式会社出向 1992年9月 日本電装株式会社通信機器技術部 1995年10月 Nippon DENSO of America, LA Labo.出向 1998年1月 株式会社デンソー通信技術3部 2008年7月 同社ITS技術2部室長 2017年1月 同社ICT技術2部部長 2018年4月 同社コネクティッド&コックピット事業部副事業部長 2019年4月 同社コックピットシステム事業部事業部長 2020年4月 同社理事コックピットシステム事業部事業部長 2021年4月 同社執行幹部コックピットシステム事業部事業部長 2022年6月 同社執行幹部電子PF・ソフトウェア統括部 統括部長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社デンソー執行幹部電子PF・ソフトウェア統括部 統括部長（現任） 電装光庭汽車電子有限公司董事（現任） 株式会社デンソークリエイティブ監査役（現任） デンソーテクノ株式会社監査役（現任） 株式会社オーパス監査役（現任） PINTeam Holding GmbH External Board Member（現任） 東芝情報システム株式会社取締役（現任） 電装智能科技有限公司董事長（現任）</p>	—
		<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>1987年4月、日本電装株式会社（現株式会社デンソー）に入社して以来、通信技術部門及びソフトウェア事業部門の最前線に身を置き、同社の車載ソフトウェアを中心とした事業を牽引しております。車載ソフトウェア事業の統括に関する豊富な経験及び専門的かつ広範な見識を有しており、当社との業務・資本提携において、将来的に両社の業界内におけるイニシアティブを最大化させていく大きな原動力となります。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督機能の維持・向上及び事業全般における助言を期待し、社外取締役候補者とするものであります。</p>	

- (注) 1. 新任の取締役候補者林田篤氏は当社の特定関係事業者である株式会社デンソーの執行幹部であり、当社は同社との間に業務及び資本提携に関する契約等の取引関係があります。その他の取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 中井戸信英氏及び林田篤氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中井戸信英氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結しておりますが、中井戸信英氏の再任をご承認いただ

いた場合、当社は中井戸信英氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、林田篤氏については、選任後当該契約を締結する予定であります。その契約の概要は、次のとおりであります。

- ・当社は社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各取締役候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 役員等賠償責任保険契約の概要
- 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年12月に更新をする予定です。
- 本議案において各再任取締役候補者の選任が承認可決された場合には、各再任取締役候補者は引き続き被保険者となります。
- また、新任の取締役候補者については、選任後被保険者となります。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
 - ② 保険料
保険料は全額会社負担としております。
6. 中井戸信英氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

(ご参考) 各取締役が有するスキル (スキルマトリックス)

本総会第2号議案が原案どおり、承認可決された場合の取締役会の構成は、次のとおりとなります。

氏名	当社における地位	所有するスキル、経験						
		企業経営	営業 広報・マーケティング	IT テクノロジー	国際性	財務 会計	法務 リスクマネジメント	人事
長谷川 勝 敏	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●	●
権 藤 正 樹	専務取締役	●	●	●	●		●	●
上 山 伸 幸	常務取締役	●	●	●	●		●	
山 田 光 信	取締役		●	●				
中井戸 信 英	取締役	●			●	●	●	
林 田 篤	取締役	●		●	●	●		
丸 山 武 四	取締役監査等委員			●			●	
奥 谷 弘 和	取締役監査等委員	●				●		
高 橋 廣 司	取締役監査等委員	●				●		

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和や各種政策の効果等により景気は緩やかに持ち直しているものの、ウクライナ情勢や急激な為替の変動、原材料等の価格の上昇等により、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループの組込みソフトウェア事業がターゲットとして注力している自動車市場では、CASE（Connected つながる車、Autonomous 自動運転、Shared & Service シェアリングサービス、Electric 電動化）と呼ばれる領域が進展しており、同市場は大きな変革期にあります。また、自動車や医療分野を中心に、安全技術への需要が高まっており、機能安全規格の認証取得が求められる傾向にあります。

このような環境の中、当社グループは自動車関連業界をメインターゲットと位置づけ、ワンストップソリューションの提供に注力するとともに、研究開発への投資を引き続き行ってまいりました。また、センシングソリューション事業がメインターゲットの1つとしている食肉市場並びに倉庫・物流業界に対し、指定伝票発行用車載プリンタ（以下「車載プリンタ」という。）やハンディターミナルの拡販を進めました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高8,872百万円（前期比0.7%減）、研究開発への投資や連結調整における未実現利益の消去などにより、営業損失353百万円（前連結会計年度は営業利益72百万円）、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）等からの助成金収入94百万円を計上したことにより経常損失250百万円（前連結会計年度は経常利益330百万円）、繰延税金資産の見直しにより法人税等調整額が85百万円となり、親会社株主に帰属する当期純損失357百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益200百万円）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

(組込みソフトウェア事業)

当事業は、幅広い分野における電子機器向けの自社製ソフトウェア製品RTOS（リアルタイム・オペレーティング・システム）の開発・販売、受託開発を主に行っております。その結果、売上高8,442百万円（前期比2.3%増）及び研究開発への投資の増加により、セグメント損失220百万円（前連結会計年度はセグメント利益40百万円）となりました。

また、当セグメントの売上高の内訳としては、ソフトウェア製商品は1,906百万円（前期比4.6%増）、エンジニアリングサービス等は6,536百万円（同1.6%増）となっております。

(センシングソリューション事業)

当事業は、冷蔵・冷凍食品市場、食肉市場及び物流市場において、車載プリンタやハンディターミナルの販売や、新たなセンサネットワーク関連ビジネスを推進しましたが、主に車載プリンタの販売が前期比で減少しました。その結果、売上高556百万円（前期比19.6%減）及びセグメント損失19百万円（前連結会計年度はセグメント利益27百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は204百万円であります。その主な内訳は、新基幹システムの導入であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、資本市場での社債及び新株式の発行による資金調達はありませんでした。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 45 期 (2019年12月期)	第 46 期 (2020年12月期)	第 47 期 (2021年12月期)	第 48 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	9,644,996	9,042,716	8,937,872	8,872,408
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	867,559	909,844	330,325	△250,617
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) (千円)	659,326	676,285	200,702	△357,830
1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 (△) (円)	32.41	33.23	9.86	△17.56
総 資 産 (千円)	6,686,718	7,470,900	7,284,029	7,213,735
純 資 産 (千円)	5,128,294	5,746,615	5,777,761	5,409,299
1株当たり純資産額 (円)	252.11	282.34	283.73	265.36

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第45期の期首に当該分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第48期の期首から適用しており、第48期に関わる経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 45 期 (2019年12月期)	第 46 期 (2020年12月期)	第 47 期 (2021年12月期)	第 48 期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	9,061,968	8,731,902	8,678,339	8,650,148
経常利益又は経常損失 (千円) (△)	808,562	858,693	294,039	△170,749
当期純利益又は当期純損失 (千円) (△)	621,583	571,446	175,735	△245,729
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円) (△)	30.56	28.08	8.63	△12.06
総 資 産 (千円)	6,545,047	7,277,568	7,032,857	6,997,070
純 資 産 (千円)	5,152,435	5,665,116	5,670,639	5,411,530
1株当たり純資産額 (円)	253.30	278.33	278.47	265.47

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第45期の期首に当該分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第48期の期首から適用しており、第48期に関わる主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
イーソルトリニティ株式会社	10,000千円	100%	ソフトウェア事業
eSOL Europe S.A.S.	10万ユーロ	100%	ソフトウェア事業

(4) 対処すべき課題

① 組込みソフトウェア事業の拡大

組込みソフトウェア事業は当社グループを支える基幹事業で、主にソフトウェア製品の開発および販売と、エンジニアリングサービスの2つのビジネスから構成されております。開発した製品を顧客の要望に応じたエンジニアリングサービスとともに提供するという、ワンストップソリューションが当社グループの特徴であり、これらの成長が事業規模拡大の上で非常に重要であります。その競争力の源泉である優れた製品の開発に、継続的に開発投資を行っております。

当社グループでは自動車関連の売上高が伸びてきております。自動車の電子化は著しく、当社グループでは最も重要な市場と考えております。近年は、CASE（Connected つながる車、Autonomous 自動運転、Shared & Service シェアリングサービス、Electric 電動化）をはじめ、MaaS(Mobility as a Service モビリティ・アズ・ア・サービス)という言葉も現れており、自動車が単なる移動手段ではなく、社会インフラの一部に変わりつつあります。その変化においても当社技術を活かせるものと考えております。

今後、社会のIoT化がますます進み、私たちとインターネット空間の接点はパソコンやスマートフォンから車や家といった生活空間に広がります。インターネット空間に収集されたデータはあらゆる分野と連携し、生活をより豊かにするとともに、私たちが抱える社会的な課題の解決へも繋がっていきます。その情報の収集とあらゆる分野との連携においても、当社がこれまで培ってきた組込みソフトウェア技術を活かせるよう、技術の開発を進めてまいります。

② 組込みソフトウェアエンジニアの確保・育成と生産性の向上

組込みソフトウェア事業での最大のビジネスはエンジニアリングサービスであります。このビジネス拡大のためにはエンジニアの増員が求められますが、ソフトウェア業界に限らず、様々な業界で人材採用難が語られております。優秀な人材の獲得を目的の一つとして、2019年に東証第一部（現、東証プライム）へ市場変更を果たしました。今後も「働きがいのある魅力的な会社」となるよう待遇を整備していくとともに、多様化する労働形態に応じて柔軟に対応していく必要があると考えております。同時に、「一緒に働きたい会社」として、パートナー企業の開拓も今まで以上に注力してまいります。

企業の力は、人材の力であります。優秀な人材を採用し、人材の能力をできるだけ早期に向上させ、付加価値の高い人材に育て上げていく事が重要であると考えております。

③ センシングソリューション事業における既存市場からの出口戦略

1991年に開始した車載プリンタの販売は、加工食品市場、乳製品市場の成熟化、ロジスティクスのセンター納品化、EDI（Electronic Data Interchange）の浸透、販売ルートの統廃合などにより、今後の成長を見込むことは難しい市場と考えておりますが、今後も一定程度の市場規模が存在すると予想されますので、その需要を取り込みつつ、従来の販売に加え、新たに一定期間、製品やサービスを提供するサブスクリプションによる販路拡大により、利益の確保に努めてまいります。

- ④ センシングソリューション事業における新規市場の開拓
 車載プリンタに代わる新たな市場として、自動販売機や移動販売など、スマート化がされていない市場や、ICT（情報通信技術）が採用されていない市場に、各種のセンサーと既存事業のなかで獲得した耐環境技術を応用したIoTソリューションを提供いたします。また、これまで培った耐環境技術を応用した新たなデバイスとして防災システムを開発しました。この防災システムによって、地域住民の安全や企業の事業継続性確保に貢献していくことに努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

事業区分	事業内容
組込みソフトウェア事業	組込み製商品の開発・販売及びエンジニアリングサービス等の提供
センシングソリューション事業	流通・物流市場向けトータルソリューションの提供及びIoTソリューションの提供

(6) 主要な事業所（2022年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都中野区
サービスセンター	埼玉県さいたま市南区
大阪オフィス	大阪府大阪市淀川区
刈谷オフィス	愛知県刈谷市

② 子会社

イーソルトリニティ株式会社	本社（東京都中野区）
eSOL Europe S.A.S.	本社（フランス）

(7) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
組込みソフトウェア事業	430名	21名増
センシングソリューション事業	26	3名減
報告セグメント計	456	18名増
全社(共通)	47	5名減
合計	503	13名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員(出向者を除き、受入出向者並びに契約社員及び常用パートを含む。)であります。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、組込みソフトウェア事業及びセンシングソリューション事業に該当しない間接部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
486名	14名増	39.8才	11年

- (注) 従業員数は就業人員(出向者を除き、受入出向者並びに契約社員及び常用パートを含む。)であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 69,760,000株
- ② 発行済株式の総数 21,460,800株 (自己株式1,076,030株を含む)
- ③ 株主数 4,048名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
イ ー ソ ル 従 業 員 持 株 会	2,587,765株	12.69%
株 式 会 社 デ ン ソ ー	1,417,000	6.95
株 式 会 社 K A M	1,410,720	6.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 □)	1,346,300	6.60
株 式 会 社 ビ ー オ ー ビ ー	1,200,000	5.89
株 式 会 社 ア バ ー ル デ ー タ	800,000	3.92
笠 谷 喜 代 年	747,171	3.67
山 田 光 信	523,531	2.57
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 □)	400,000	1.96
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	398,600	1.96

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,076,030株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2020年3月27日開催の第45回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしました。この決議に基づき、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、2022年3月30日の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことを決議しております。

なお、当事業年度中に当社の取締役に対し、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、職務執行の対価として交付した譲渡制限付株式の数は以下の通りです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	14,701株	5名

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	長谷川 勝 敏	社長室・ガバナンス室・管理統括部・経理部管掌 イーソルトリニティ株式会社取締役会長 株式会社オーバス取締役
専務取締役	権 藤 正 樹	ソフトウェア事業部長
常務取締役	上 山 伸 幸	ソフトウェア事業部ビジネスマネジメント本部長 イーソルトリニティ株式会社代表取締役社長 eSOL Europe S.A.S.代表
取 締 役	山 田 光 信	センシングデバイス事業部長
取 締 役	徳 永 太	人事制度・ES管掌
取 締 役	中井戸 信 英	いちご株式会社社外取締役 一般社団法人日本CHRO協会理事長 ソースネクスト株式会社社外取締役 株式会社ジェイエイシーリクルートメント社外取締役
取 締 役	近 藤 浩	株式会社デンソー執行幹部AD&ADAS事業部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	丸 山 武 四	
取 締 役 (監査等委員)	奥 谷 弘 和	奥谷弘和税理士事務所代表
取 締 役 (監査等委員)	高 橋 廣 司	株式会社プロネット代表取締役社長 株式会社サンセイランディック社外取締役

- (注) 1. 取締役 中井戸信英氏、近藤浩氏、奥谷弘和氏、高橋廣司氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 奥谷弘和氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 高橋廣司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会体制の実効性を高めるため、取締役 丸山武四氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 当社は、取締役 中井戸信英氏、奥谷弘和氏、高橋廣司氏を、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

当該保険契約の被保険者は、当社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の故意または重大な過失に起因する損害等については填補の対象外としております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、各取締役の役位、責務、貢献度等により、代表取締役社長が決定する。賞与の支給を行う場合は役位、責務、貢献度等により代表取締役社長が起案し、取締役会の決議をもって決定する。

b. 非金銭報酬等に関する方針

譲渡制限付株式報酬制度を採用する。譲渡する株式数は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、役位、責務、貢献度等により代表取締役社長が起案し、取締役会の決議をもって決定する。

c. 報酬等の割合に関する方針

上記「a.～b.」について概ね12:1の割合を目安として、各事業年度の業績等により変動する。

- d. 報酬等の付与時期や条件に関する方針
在任期間において、月例報酬として支払う。
- e. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項
当社の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会により委任された代表取締役社長長谷川勝敏であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、各取締役の役位、責務、貢献度等を考慮して決定する権限を有しており、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、各取締役の1年間の月例報酬につき代表取締役社長に決定を一任する。委任した理由は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、当社の業績及び事業環境を勘案しつつ、各取締役の担当する重点施策に対し、定量と定性の両面から評価を行うには代表取締役社長が適していると判断した。
なお、当該一任された権限が適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会による一任決議を毎年行うものとする。
- f. 報酬等の内容の決定方法（上記「e.」を除く。）
指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会にて決議する。
- g. 上記のほか個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項
指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会にて決議する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	119,267千円 (3,600)	110,520千円 (3,600)	8,747千円 (-)	7名 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	9,900 (4,800)	9,900 (4,800)	- (-)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	129,167 (8,400)	120,420 (8,400)	8,747 (-)	10 (4)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年3月29日開催の第43回定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名（うち、社外取締役は0名）です。

3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年3月29日開催の第43回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、4名（うち、社外取締役は3名）です。
4. また、2020年3月27日開催の第45回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、上記「（注）2.」の固定報酬枠とは別に、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額40,000千円以内とすることを決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は、5名です。
5. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
譲渡制限付株式の付与のために報酬として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）5名に付与した譲渡制限付株式8,747千円（報酬等としての額）。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 中井戸信英氏は、いちご株式会社、ソースネクスト株式会社、株式会社ジェイエイシーリクルートメントの社外取締役及び一般社団法人日本CHRO協会の理事長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 近藤浩氏は、当社の特定関係事業者である株式会社デンソーの執行幹部であり、当社は同社との間に業務及び資本提携に関する契約等の取引関係があります。
- ・取締役（監査等委員）奥谷弘和氏は、奥谷弘和税理士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）高橋廣司氏は、株式会社プロネットの代表取締役社長、株式会社サンセイランディックの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 中井戸 信 英	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席しました。企業経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、当社の業務執行の監督機能の維持・向上及び経営全般における有意義な発言を積極的におこなっております。また、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べており、適切な役割を果たしております。
取締役 近 藤 浩	当社社外取締役就任後の当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席しました。車載用電子プラットフォーム開発の統括に関する豊富な経験と高い見識を活かし、当社の業務執行の監督機能の維持・向上及び経営全般における有意義な発言を積極的におこなっております。また、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べており、適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 奥 谷 弘 和	当事業年度において開催された取締役会17回の全てに、監査等委員会13回の全てに出席しました。税理士としての専門的見地から、特に財務・会計等に関して発言を行っております。また、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べており、適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 高 橋 廣 司	当事業年度において開催された取締役会17回の全てに、監査等委員会13回の全てに出席しました。公認会計士としての専門的見地から、特に財務・会計等に関して発言を行っております。また、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べており、適切な役割を果たしております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,500

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、コンプライアンス規程を定めるとともにすべての役員及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動を取るためのコンプライアンス・マニュアルを策定しております。また、直接従業員から通報相談を受け付ける内部通報制度を設け、法令違反またはコンプライアンス・マニュアルに反する行為またはそのおそれがある事実の早期発見に努めております。同制度では通報者に対する匿名性を担保するとともに不利益となる取扱いの防止を保証しております。
- ロ. 当社は、社長直轄の内部監査部門が経営課題に的確に対応した内部監査を通じて内部管理に関する課題を提起することにより、コーポレート・ガバナンスを強化するとともに、子会社を含む各組織に対して内部管理プロセスを重視した内部監査を実施し牽制機能の充実をはかっております。
- ハ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともにこれら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を、法令及び社内規程に基づき適正に保存及び管理しております。また、法令または証券取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を与えるリスクを事前に把握、分析、評価したうえで適切な対応策を準備し、発生したリスクによる損失を最小限にすべく組織的な対応を行うとともに、リスクマネジメント状況を監督し、定期的な見直しを行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は、経営の基本方針・法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督する機関と位置づけ、運用をはかっております。また、当社は、環境変化に対応した会社全体の将来のビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定しております。さらに、取締役会の下に、社長が議長を務める経営会議を設けて、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議しております。また、当社は、執行役員制度を導入し、権限の委譲をはかっております。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の社長室の管理のもと、子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については予め当社の承認を求めることや、当社に報告を求めることにより、子会社の経営管理を行っております。さらに、当社の内部監査部門が当社グループ全体に対して内部監査を実施し、業務の適正を確保しております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、社長直轄の内部監査部門が監査等委員会の求めに応じて監査等委員会の監査を補助することとしております。監査等委員会の招集事務、議事録の作成、その他監査等委員会会議運営に関する事務は内部監査部門がこれを補佐します。また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得ること、監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、当社取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令を受けないものとするにより、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保しております。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社監査等委員会が定期的に取り締役または使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査が実効的に行われることを確保するため内部監査部門が監査等委員会の業務を補助しております。また、内部監査部門は内部通報制度により当社グループの役職員から得た通報内容について、当社監査等委員会に報告を行うこととしております。さらに、当社及び子会社の監査等委員または監査役間での情報共有をはかっております。当社グループは、内部通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めるとともに、当社の内部監査部門へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。

- ⑧ 監査等委員会の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けているほか、監査等委員会がその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときには、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理することとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 企業統治体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しており、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、内部監査部門であるガバナンス室、指名・報酬諮問委員会を設置しております。これらの各機関の相互連携により、適切な企業統治体制を構築しております。

② 取締役会

取締役会は、法令・定款・当社規程等に定められた事項や経営上の重要事項に関しての報告・審議を通じて意思決定を行うとともに、取締役の業務の執行状況を監督しております。定時取締役会は毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

③ 監査等委員会

監査等委員会は、年度ごとに策定する監査計画に基づき、法令、定款及び社内規程のもと遵法経営が定着しているか、リスク予防のための施策がなされているかといった重点項目を中心に監査を実施しております。取締役会の他、社内重要会議に出席するほか、取締役あるいは部門責任者、担当者からのヒヤリングを行い、ガバナンス室や会計監査人とも相互に連携して、取締役の業務執行を十分に監査できる体制を整えております。

④ 内部監査

内部監査は、社長直轄のガバナンス室が行っております。監査結果は監査報告書等の書面によって社長及び監査等委員会に報告し、指摘事項に関しては被監査部門に対して計画的に改善するよう指示を行っております。また、改善結果に関しては被監査部門より報告させ、確認を行っております。

⑤ 指名・報酬諮問委員会

指名・報酬諮問委員会は、取締役及び執行役員の指名・報酬等に係る評価及び決定プロセスの透明性及び客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンス体制の充実をはかるため、取締役会から諮問を受けた事項等の審議及び取締役会への答申を行っております。

⑥ リスク管理

当社グループは、コンプライアンス遵守がリスク管理の前提と位置づけ、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンス意識の向上と徹底をはかっております。また、取締役及び従業員から企業倫理に関する相談、通報等を受け付ける窓口としてガバナンス室に「コンプライアンス報告相談窓口」を設置し、運用することでリスクの防止・軽減に努めております。重要なリスク情報につきましては、監査等委員会及び顧問弁護士と連携し対応策の検討を行っております。経営危機が発生した場合の対応については、「危機管理規程」を制定し、対応について明文化しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,901,407	流 動 負 債	1,312,872
現金及び預金	3,979,994	支払手形及び買掛金	465,465
受取手形	119,028	未払金	343,205
売掛金	1,363,264	未払費用	33,027
商品及び製品	139,886	未払法人税等	33,928
仕掛品	83,060	未払消費税等	220,214
前払費用	140,938	契約負債	124,982
その他	75,233	預り金	24,649
固 定 資 産	1,312,327	賞与引当金	58,628
有 形 固 定 資 産	277,978	受注損失引当金	3,870
建物附属設備	201,576	その他の	4,898
工具、器具及び備品	76,402	固 定 負 債	491,563
無 形 固 定 資 産	157,420	長期未払金	88,153
ソフトウェア	154,782	繰延税金負債	93,849
その他	2,637	資産除去債務	123,081
投資その他の資産	876,928	持分法適用に伴う負債	176,239
投資有価証券	640,833	その他の	10,240
長期前払費用	63,897	負 債 合 計	1,804,435
繰延税金資産	324	(純 資 産 の 部)	
敷金及び保証金	171,872	株 主 資 本	5,167,128
資 産 合 計	7,213,735	資本金	1,041,818
		資本剰余金	976,768
		利益剰余金	3,230,569
		自己株式	△82,027
		その他の包括利益累計額	242,171
		その他有価証券評価差額金	238,925
		為替換算調整勘定	3,245
		純 資 産 合 計	5,409,299
		負 債 純 資 産 合 計	7,213,735

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,872,408
売上原価	5,939,357
売上総利益	2,933,050
販売費及び一般管理費	3,286,860
営業外収益	△353,809
受取利息	36
受取配当金	10,025
受取金の収入	94,250
その他	9,980
営業外費用	114,293
為替差損	4,287
有価証券の運用損	6,812
その他	1
経常損失	11,101
特別損失	△250,617
固定資産除却損	192
税金等調整前当期純損失	192
法人税、住民税及び事業税	△250,810
法人税等調整額	21,330
当期純損失	85,690
当期純損失	△357,830
親会社株主に帰属する当期純損失	△357,830

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,668,032	流動負債	1,270,479
現金及び預金	3,760,993	支払手形	5,284
受取手形	2,633	電子記録債権	7,154
電子記録債権	116,395	買掛金	454,568
売掛金	1,351,601	未払金	333,126
商品	139,886	未払費用	13,666
仕掛品	83,060	未払法人税等	29,056
前渡金	1,296	未払消費税等	214,768
前払費用	139,136	契約負債	122,925
その他	73,029	預り金	23,650
固定資産	1,329,038	賞与引当金	57,507
有形固定資産	273,351	受注損失引当金	3,870
建物附属設備	199,990	その他	4,898
工具、器具及び備品	73,360	固定負債	315,060
無形固定資産	156,507	長期未払金	88,153
ソフトウェア	153,984	繰延税金負債	93,849
その他	2,522	資産除去債務	123,081
投資その他の資産	899,179	その他	9,976
投資有価証券	640,833	負債合計	1,585,539
関係会社株式	23,170	(純資産の部)	
長期前払費用	63,897	株主資本	5,172,605
敷金及び保証金	171,278	資本金	1,041,818
資産合計	6,997,070	資本剰余金	976,768
		資本準備金	942,093
		その他資本剰余金	34,674
		利益剰余金	3,236,046
		利益準備金	16,220
		その他利益剰余金	3,219,825
		別途積立金	10,000
		繰越利益剰余金	3,209,825
		自己株式	△82,027
		評価・換算差額等	238,925
		その他有価証券評価差額金	238,925
		純資産合計	5,411,530
		負債純資産合計	6,997,070

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,650,148
売上原価	5,687,184
売上総利益	2,962,964
販売費及び一般管理費	3,246,226
営業損	△283,262
営業外収益	
受取利息	34
受取配当金	10,025
受取家賃	4,272
助成金収入	94,250
その他	12,562
合計	121,145
営業外費用	
為替差損	1,819
有価証券運用損	6,812
その他	1
合計	8,632
経常損	△170,749
経常外損	
固定資産除却損	192
合計	192
税引前当期純損	△170,941
法人税、住民税及び事業税	9,465
法人税等調整額	65,321
当期純損	△245,729

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月2日

イーソル株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甘樂	眞明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島藤	章太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イーソル株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーソル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年3月2日

イーソル株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甘樂	眞明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島藤	章太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イーソル株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるE Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるE Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月3日

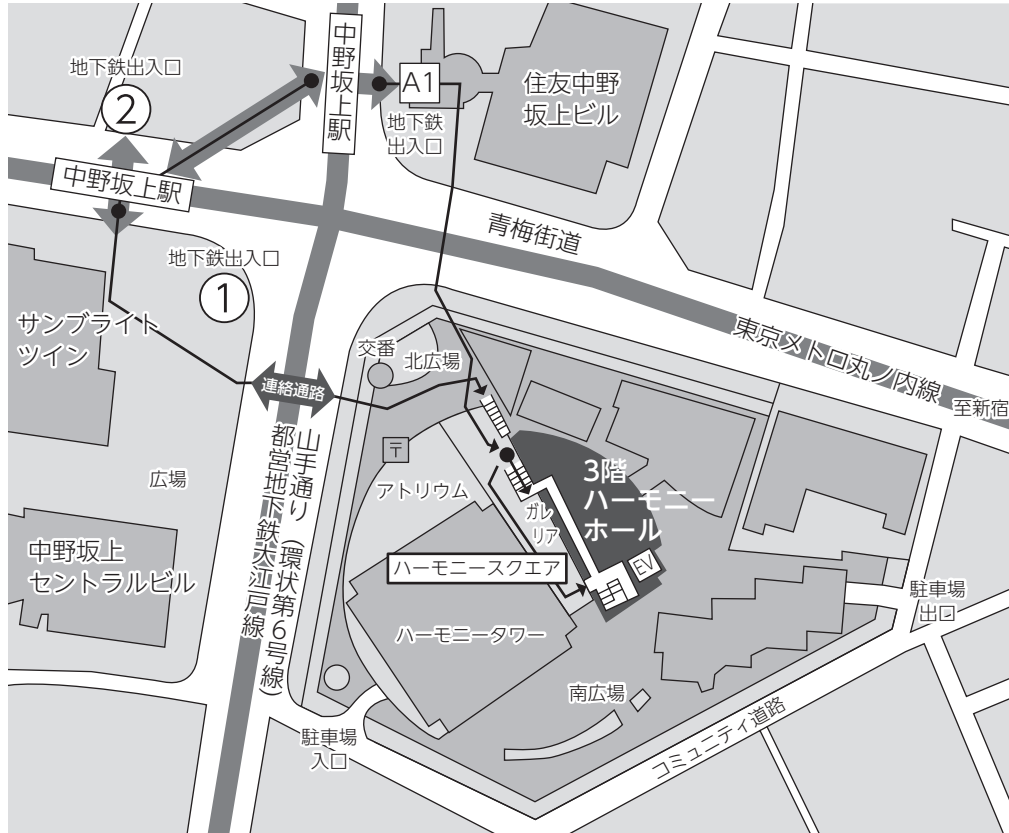
イーソル株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	丸山武四
監査等委員	奥谷弘和
監査等委員	高橋廣司

(注) 監査等委員 奥谷弘和及び高橋廣司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中野区本町一丁目32番2号
ハーモニースクエア 3階 ハーモニーホール
TEL 03-3373-1270(代表)



交通 東京メトロ丸ノ内線中野坂上駅改札口→ホール：4分
都営大江戸線中野坂上駅改札口→(丸ノ内線改札口前)→ホール：5分
都営大江戸線中野坂上駅改札口→(A1 出入口)→ホール：6分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。